

# 緊急提言 社会福祉関係予算の編成にあたって

昭和60年7月25日

社会福祉基本構想懇談会  
(全国社会福祉協議会)

近年における行財政改革のもとで、各省の予算は、一律の概算要求基準によって制約され、構造的に拡大せざるをえない厚生者関係の予算編成は、若干の例外を認められるにしても、格別に離しい状況の中におかれてきた。そして、昭和60年度予算の編成においては、高率国庫補助金の一割削減と、その地方財政への肩代わりが強行され、社会福祉関係者に衝撃を与えた。最近における「福祉見直し」の動きのなかで、福祉水準の切り下げを結果するという不安が、正しい意味における社会福祉改革を求めようとする人々の間にも増幅させている。

高齢化の急速な進行が不可避である以上、長期的展望にもとづき、不合理な面を是正し、公平化を図るなどの観点から、年金制度や医療制度の改革が進められ、費用の抑制が計られることは、当然のことといわなければならない。これに対して、社会福祉制度は、むしろ拡充整備されなければ、21世紀の高齢社会に対応できない。社会福祉は、今や基本的に改革されるべきであるが、この改革にあたっては、一方において福祉サービスの利用者に負担を求めるとともに、それ以上に、福祉の基盤と条件の整備のための公費負担の増大を必要とするのである。

このような意味において、本懇談会は、社会福祉制度の改革について、根本的な改革構想を

描きたいと考えているが、同時に、財政的見地のみから社会福祉の抑制縮減が求められることを、深く憂慮する。改革の基本構想については、今後十分な時間をかけて明らかにしていくが、当面の費用の節減が、拡充すべき施策の中断、利用者負担の不当な増加、さらには地域格差の拡大など、不幸な結果を招来することを憂い、昭和61年度予算の編成をめぐって緊急に提言したい。

## 1. いわゆる高率補助金の問題について

上記の高率補助金の一割削減は、昭和60年度に限られた暫定措置とされているから、昭和61年度においては、これに代わる何らかの対応策が講じられるものと考えられる。

この場合、高率国庫補助金は、一律に考えられるべきではなく、補助金として一括されるものの中には、国家の基本的責任を地方自治体に委任して果たすものから、単に助成し奨励するためのものまで、性格の異なるものを含んでいること、さらに、機関委任事務にしても著しい軽重の差があることを銘記して考慮されたい。

## 2. 生活保護の問題について

国民の最低生活を保障する公的扶助として

の生活保護は、すぐれて国の責任の重い制度であり、国と地方の負担の比率を変更し、地方負担を大きくするという事は、その性質上望ましくない。これによって濫給を是正しようという考え方もあろうが、それは枝葉末節の技術的対応によって制度の本質を歪めるものといわなければならない。

生活保護は、憲法第25条の精神を具体的に担保するものとして、国が担うべき施策であり、その責任を軽減転嫁すべきではない。

### 3. 社会福祉サービス分権化について

わが国においては、生活保護と福祉サービスが一括されて社会福祉とよばれることを伝統としてきたが、福祉サービスは、今やすべての階層の多様な要求にこたえるものに転換してきている。また、隔離された施設に収容する福祉から、地域福祉・在宅福祉が自明の方向とされるようになってきている。

したがって、社会福祉行政の実施責任は身近な地方自治体に移管し、いわゆる分権化を進めるべきである。そして、そのような視点から必要な財源配分も検討されてよいが、この結果、地域によって格差が生じるようなことがあってはならない。地方自治体の財政の格差を是正する措置をとることが、地方分権化の前提条件なのである。

### 4. 社会福祉サービスにおける

#### 国の責任について

社会福祉サービスの分権化ということは、社会福祉の行政目的やサービスの内容を、地方まかせにするということではない。国としては、社会福祉水準を全国的に確保する責任があり、社会福祉サービスの体系化に必要な

研究・情報の提供、あるいは専門職員の養成などの基本的条件を整える必要がある。

とくに、ホームヘルパーが西欧諸国の10分の1程度の水準にすぎず、デイケア・センターも全国で100を数えるにとどまり、老人ホームも地域的に偏在し、都市では多くの待機者がいるというような立ち遅れに対して、国は年次計画を策定し、21世紀高齢社会に対応しうる社会福祉の推進に努めるべきである。

### 5. 社会福祉法人の強化について

また、社会福祉の推進にあたっては、公の役割とともに民間の役割を明確に位置づけ、民間の活力を生かすようにすべきである。

その民間活動を旺盛にするためには、この活動の主体となる社会福祉法人を強化しなければならない。すなわち、各種の規制を緩和して創意ある活動を奨励し、寄付金を受入れやすくするよう税制を改善するなどして財政基盤を確立する道を開き、自主的な活動を醸成するように助成すべきである。

以上のように、本懇談会は、社会福祉をめぐる基本構想の討議の過程において、主要な問題に限定した提言をまとめた。本懇談会としては、関係省が、今後の予算編成において、この提言の趣旨を生かすよう望んでやまない。社会福祉サービスの現状と将来を正しく検討するかぎりにおいて、サービス利用者の公正な負担増は当然と考えられるが、同時にまた、はるかに多くの費用を投じて備えなければ、明るい21世紀の社会は展望できないということ、最後に再度強調しておきたい。

社会福祉基本構想懇談会

委員名簿

阿部 志郎	横須賀基督教社会館 館長	小林 節夫	国民生活センター 理事
岩田 克夫	全社協・老人福祉施設 協議会 会長	田端 光美	日本女子大学 教授
翁 久次郎	厚生年金基金連合会 理事長	座長 福武 直	社会保障研究所 所長
鍛冶 千鶴子	弁護士	町田 英一	東京都社会福祉協議会 参与
刈多 嘉彦	日本経済新聞社 論説 委員	三浦 文夫	日本社会事業大学 教授
		由井 利幸	全国民生委員児童委員 協議会 副会長